

飲食店営業(1種・一般食堂) 施設基準及び平面図書き方

○内は、基準上必要な施設及び設備

その他の基準

- 清掃がしやすく、かつ、じんあい等が落下しない構造の天井を設けること。
- 内壁は、床面から一メートルまでは、耐水性材料で、清掃又は洗浄をしやすい構造であること。
- 床は、耐水性材料で造られ、平滑で、清掃又は洗浄をしやすい構造であること。
- 作業面における照度を百ルクス以上に保ち得る照明設備を設けること。
- ねずみ及び昆虫の侵入を防ぐ設備を設けること。ただし、調理室の周囲にねずみ及び昆虫の侵入を防ぐ設備があるときは、この限りでない。
- 食品に直接接触する器具又は容器の殺菌又は消毒ができる設備を設けること。

